

(プレスリリース)

2020年4月30日
沖縄電力株式会社

電気事業法に基づく経済産業大臣への追加報告について

当社は、4月17日に、電気事業法第106条第3項の規定に基づく経済産業大臣からの報告徴収（4月6日付）に対し報告を行いましたが、「電力会社全体として、消費者を始めとする関係者に対する説明責任を一層果たしていくとともに、電気事業の信頼回復に向けた取組に万全を期す」観点から、4月21日付で経済産業大臣より追加的な報告を求められておりました。

については、本日、添付のとおり報告しましたので、お知らせいたします。

添付資料：電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について（報告）

参考：電気事業法第106条第3項の規定に基づく追加の報告徴収について（経済産業省HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200421002/20200421002.html>

以 上

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

沖縄電力株式会社
代表取締役社長 本永 浩之

電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について（報告）

標記について、貴省より収受いたしました「電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について」（令和 2 年 4 月 21 日付）につきまして、下記の通りご報告いたします。

記

1. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について

- ※ 現役の役員及び過去 10 年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去 10 年間の当該役職員経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
- ※ 内部通報窓口等の過去 10 年間の記録についても調査を行い、その結果を記載すること。

(1) 役職員による金品受領の有無について

調査結果	無	
調査実施主体	法務部門	
調査対象期間	過去 10 年間	
調査対象者	役職	役員：常勤の取締役・監査役 社員：工事発注・契約の実質的な権限を有するグループ長級以上
	部門	資材、発電、送配電、離島部門
	人数	現役の役員及び過去 10 年間の役員経験者：28 名 現役の社員及び過去 10 年間の上記役職経験者：149 名
回答者数	現役の役員及び過去 10 年間の役員経験者：28 名 現役の社員及び過去 10 年間の上記役職経験者：142 名 ※ 未回答者の 7 名は、退職後の連絡先が不明	
回答率	現役の役員及び過去 10 年間の役員経験者：100% 現役の社員及び過去 10 年間の上記役職経験者：95.3%	

調査実施期間	現役の役員：2019年10月2日～7日 過去10年間の役員経験者：2020年4月22日～27日 現役の社員：2020年4月1日～8日 過去10年間の上記役職経験者：2020年4月22日～27日	
調査方法	聞き取り調査（電話や電子メールによるものを含む） ※ 役員については秘書部門、社員の出向者及び退職者については工事発注・契約部門を通して確認	
質問内容	関西電力の事案と類似する取引先等からの金品受領の有無	
内部 通報 窓口	調査実施主体	法務部門
	調査実施期間	2020年4月22日～27日
	調査対象	過去10年間の「企業倫理相談窓口」の相談実績の記録
	調査方法	上記相談実績の記録（12件）を1つ1つチェックし、関西電力の事案と類似する金品受領に関する通報の有無を確認

(2) 不適切な工事発注・契約の有無について

調査結果	無	
調査実施主体	法務部門	
調査対象期間	過去10年間	
調査 対象 者	役職	役員：常勤の取締役・監査役 社員：工事発注・契約の実質的な権限を有するグループ長級以上
	部門	資材、発電、送配電、離島部門
	人数	現役の役員及び過去10年間の役員経験者：28名 現役の社員及び過去10年間の上記役職経験者：149名
	「実質的な権限を有する」の考え方	社内規程において工事発注・契約に関する決裁権限を持つ者
回答者数	現役の役員及び過去10年間の役員経験者：28名 現役の社員及び過去10年間の上記役職経験者：142名 ※ 未回答者の7名は、退職後の連絡先が不明	
回答率	現役の役員及び過去10年間の役員経験者：100% 現役の社員及び過去10年間の上記役職経験者：95.3%	
調査実施期間	全調査対象者：2020年4月22日～27日	
調査方法	聞き取り調査（電話や電子メールによるものを含む） ※ 役員については秘書部門、社員の出向者及び退職者については工事発注・契約部門を通して確認	
質問内容	不適切な工事発注・契約（発注約束、事前情報提供、不適切な特命発注）の有無	

内部 通報 窓口	調査実施主体	法務部門
	調査対象	過去 10 年間の「企業倫理相談窓口」の相談実績の記録
	調査実施期間	2020 年 4 月 22 日～27 日
	調査方法	上記相談実績の記録（12 件）を 1 つ 1 つチェックし、不適切な 工事発注・契約に関する通報の有無を確認

2. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について

- ※ 現役の会長及び社長並びに過去 10 年間の会長及び社長経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
- ※ 報酬規程、過去 10 年間の役員報酬に関する記録その他の資料についても調査を行い、その結果を記載すること。

調査結果	無	
調査実施主体	秘書部門	
対象期間	過去 10 年間	
対象者数	4 名	
確認者数	4 名	
確認率	100%	
調査実施期間	2020 年 4 月 22 日～27 日	
調査方法	聞き取り調査（電話によるものを含む）	
質問内容	電気料金値上げの有無、役員在任時における報酬カットの有無、 役員在任時及び退任後の報酬に対する補填の有無	
報 酬 規 程 等	調査実施主体	秘書部門
	調査対象	過去 10 年間の役員在任時及び退任後の報酬の決定・支払いに 関する資料
	調査実施期間	2020 年 4 月 22 日～27 日
	調査方法	上記資料をチェックし、役員在任時における報酬カットの有無や 役員在任時及び退任後の報酬に対する補填の有無を確認

以上